

「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（最終案）について

1 検討状況

「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（以下「条例」という。）の中間案については、令和 7 年 3 月 13 日開催の環境生活農林水産常任委員会において調査いただき、同月 18 日から同年 4 月 16 日にかけて、パブリックコメントにより県民から意見を公募するとともに、県内市町及び関係団体に意見を照会しました。また、条例検討懇話会（以下、「懇話会」という。）委員からも改めて意見を頂いたところです。

これらをふまえ、条例の最終案を取りまとめました。

2 パブリックコメント等の状況（資料 2）

（1）パブリックコメント

- ・寄せられた意見数：92 件
 - うち、「反映する」及び「反映済」とした意見数：40 件
 - うち、「参考にする」とした意見数：36 件

（2）市町、関係団体への意見照会

- ・寄せられた意見数：35 件
 - うち、「反映する」及び「反映済」とした意見数：11 件
 - うち、「参考にする」とした意見数：24 件

（3）懇話会委員からの意見

- ・寄せられた意見数：25 件
 - うち、「反映する」及び「反映済」とした意見数：12 件
 - うち、「参考にする」とした意見数：7 件

3 三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）（最終案）（別紙、資料 3）

最終案の概要は別紙のとおりです。また、中間案に対する主な意見及び中間案からの主な変更点は以下のとおりです。

（1）前文及び第 1 章総則（第 1 条～第 10 条）

①パブリックコメント等における主な意見

○基本理念（第 3 条）について、

- ・（第 1 号）被害者だけでなく被害者の一番近くにいる家族も一緒に支えることが重要ではないか。（パブリックコメント、懇話会委員）
- ・（第 1 号）性暴力は人権侵害であることを明確にすべき。（懇話会委員）
- ・（第 5 号）「子どもが性暴力を防止できる知識を身に着ける」という表現は責任を子どもに負わせる印象を与えてしまう。（懇話会委員）

○県の責務（第 7 条）、推進体制の整備（第 11 条）及び県民の理解促進・気運醸成に向けた県の集中的な取組（第 17 条）などは努力義務ではなく義務規定とすべき。（パブリックコメント、懇話会委員）

②中間案からの主な変更点

- 社会全体で支える対象について、被害者や子どもだけでなくその家族も対象であることを明示しました。(前文、第3条第2号及び第5号)
- 性暴力の定義を整理し、「特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意(自由な意思により自発的に与えられるものに限る。)がなく行われる性的な行為」と広く定義しました。(第2条第1号)
- 性暴力が人権侵害であることを明示しました。(第3条第1号)
- 子どもに対する性暴力は、「社会全体で被害から守り、教育及び啓発を行う」と修正しました。(第3条第5号)
- 県の責務は義務規定にするとともに、その他の条項についても、一部を除き、義務規定に改めました(第4条第3項、第11条、第17条)

(2) 第2章 推進体制の整備(第11条～第14条)

①パブリックコメント等における主な意見

- 人材の育成及び支援(第13条)について、予防教育等を推進するためには、教員や保育士等が必要な知識や技術を習得することが重要ではないか。(パブリックコメント)

②中間案からの主な変更点

- 教育の職務に従事する者に対する情報提供その他の支援に「性暴力の防止に関する知識及び技術」を追加しました。(第13条)

(3) 第3章 基本的施策(第15条～第23条)、第4章 雑則(第24条、第25条)

①パブリックコメント等における主な意見

- 第17条について、条例の名称に合わせて「性暴力の根絶をめざす週間」としてはどうか。また、具体的な期間を条例で規定すべきではないか。(パブリックコメント)

②中間案からの主な変更点

- 県民の理解促進・気運の醸成に向け集中的に取り組む週間を「性暴力の根絶をめざす週間」に改めるとともに、同週間を「11月25日から12月1日まで」と規定しました。(第17条第1項及び第2項)
- 県民等が性被害を受けた場合に当該性被害を受けた者の意思を尊重の上、迅速な証拠保全と早期の適切な支援がなされるよう警察その他の関係機関と連携を図ると規定しました。(第19条)

4 今後のスケジュール

- 令和7年6月 環境生活農林水産常任委員会において調査(最終案)
- 9月 定例会会議 条例案を提出